



- I. 記述情報・非財務情報をめぐる有価証券報告等の虚偽記載
- II. インサイダー取引規制における「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に係る適用除外の考え方
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2020年
3月31日号

I. 記述情報・非財務情報をめぐる有価証券報告等の虚偽記載

執筆者: 木目田 裕

1 本稿の目的

上場企業等(以下単に「企業」という)にとって、記述情報・非財務情報の充実した開示の義務付け、統合報告書の普及、気候変動の影響に係る開示の要請など、情報開示の在り方が一層重要な検討課題になっています。これらの動きと時期を同じくしているためか、新型コロナウイルスが企業業績等に与える影響について、日本企業の間でもどのように開示すべきか、関心を集めるようになりつつあります(本年3月18日付け東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」など)。

そこで、本稿では、記述情報・非財務情報をめぐる虚偽有価証券報告書等の提出(いわゆる「有価証券報告書の虚偽記載等」)の問題について取り上げます¹。

下記に掲載しているものは、私が平成28年8月に証券取引等監視委員会で「弁護士から見た開示検査」というタイトルでお話をさせて頂いた際のレジユメの一部抜粋です。

¹ なお、本稿の執筆に当たっては、細谷夏生弁護士に、リサーチ結果のダブルチェックをして頂いた。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

調査手法

- 特別損失を端緒とする調査による処分は適切でない場合もある
 - ・ 特損計上で現在の財務諸表が適正化。故意の粉飾といった事情がない限り、現在の投資家との関係で概ねは問題解消
 - ・ 企業側の積極的な損失計上に二の足を踏ませかねない
- 処分すべき事件の選別の必要性
 - ・ 破たん企業や故意の粉飾を別として、開示義務違反に対する課徴金賦課は、課徴金を通じた会社資産の対外流出・レピュテーションダメージに起因する株価下落によって、現在の株主に二重の損害を与え得る
 - ・ 会計的真実の相対性から結果論を問うことになってはならない
 - ・ 企業側の自主的訂正、第三者委員会、再発防止という事件処理の出口でもよいはず
 - ・ 自主的訂正事案で処分しないことにつき、企業側の印象は？
- 有報等におけるリスク情報などの定性的情報
 - ・ 記載が平板、有用性欠くと指摘される
 - ・ 米国…開示書類でのリスク情報の記載不備を理由に証券クラスアクション
 - ・ 当局の調査があれば、処分を受けずとも、企業は改善に取り組む

NISHIMURA
& ASAHI
8

調査手法

- 同業他社とのクロス分析、調査レポート(、欧米での摘発事例)等を通じた端緒把握
 - ・ 他方、損失疑惑を煽った上でショートを振るといった風説流布にも注意
- 粉飾決算企業の問題の本質の解明
 - ・ 単なるハコ企業ではないか、不公正ファイナンスで投資家に被害を与えていないか、反社会勢力や反市場勢力がバックにいるのではないかなど
 - ・ 粉飾決算という表面に現れた事象だけでなく、その原因や背景にあるものを解明して、事件をヨコに伸ばす
 - ⇒ 偽計・風説の流布、相場操縦、インサイダー取引、見せ金増資、消費者向け詐欺、暴力団犯罪、脱税、贈収賄等々
 - ・ 犯則調査、検察、警察との連携
- ※ 在るべき制度論
 - ・ 不当利得型から裁量型行政制裁金
 - ・ 取引的事件処理の導入(調査経済、投資家救済を含む多様な解決・原状回復)
 - …協議・合意制度(日本版司法取引)、約束による自白の任意性

NISHIMURA
& ASAHI
9

これは、拙稿「弁護士からみた証券取引等監視委員会の法執行」金融法務事情 1900 号 87 頁(2010 年)などをベースにしつつ、個別の案件などを通じて、いろいろと考えてきたことについて、平成 28 年(2016 年)段階で整理したものです。

この中で、

- 「○ 有報等におけるリスク情報などの定性的情報
 - ・ 記載が平板、有用性欠くと指摘される
 - ・ 米国…開示書類でのリスク情報の記載不備を理由に証券クラスアクション
 - ・ 当局の調査があれば、処分を受けずとも、企業は改善に取り組む」

とある点につき、近時の状況を踏まえて、現時点における私見を述べたいと思います。

2 近時における、記述情報・非財務情報の開示の充実の要請

まず、上記で「有報等におけるリスク情報などの定性的情報」と書いている点ですが、これは最近の言葉でいうところの記述情報・非財務情報の趣旨であり、周知のように、特に近年になって、企業に対して、記述情報・非財務情報の開示の充実が要請されています。例えば、

- ・ 平成 28 年 4 月 18 日付け金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書
- ・ これを受けた同 29 年 2 月 14 日及び同 30 年 1 月 26 日の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という)等の改正
- ・ 平成 30 年 6 月 28 日付け金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」報告書
- ・ これを受けた同 31 年 1 月 31 日の開示府令等の改正、同年 3 月 19 日付け金融庁「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の公表などです。

3 記述情報・非財務情報に係る当局の積極的な検査・摘発姿勢

また、証券取引等監視委員会も、近年になって、記述情報・非財務情報に係る有価証券報告書等について、積極的な検査・摘発姿勢を見せるようになってきました。

例えば、櫻山順一「開示検査事例集(令和元年 10 月公表)」について「監査役 703 号 121 頁(2020 年)も「最近の開示検査では、財務情報だけではなく、非財務情報の内容の適正性についても調査・検査を行っています」と述べ、証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集(令和元年 10 月)」53 頁の【事例 10】を紹介しています。

【事例 10】訂正届出書の不提出(東証二部、小売業)

本事案は、新株予約権証券の募集(第三者割当)に係る有価証券届出書を提出した当社が、当該届出の効力発生前において、重要な投資情報である割当予定先が実質的に異動したにも関わらず、訂正届出書を提出しないまま、当該新株予約権証券を取得させたものである。また、割当予定先の異動とともに、割当予定先による株券等の保有方針及び割当後の大株主の状況(割当後における異動後の割当予定先の所有議決権の割合)が変更したものの、これらの事項についても訂正しなかった。監視委は、当社に対する課徴金納付命令勧告(課徴金額 1,391 万円)を行った。

この事例 10 では、「割当予定先」、「株券等の保有方針」、「第三者割当後の大株主の状況」の変更は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられています。

ただし、この事例 10 自体は、記述情報・非財務情報そのものに着眼して摘発されたものと言ってよいかどうか、別の見方もあるかもしれません。第三者割当増資における支配権移動の問題があったり、苦境にある発行会社が第三者割当増資を公表して株価がいったんは持ち直すも、結局は割当先から払込みがされないといった問題があったこと等から、平成 21 年頃などに、第三者割当増資に係る開示内容が強化されました。この事例 10 は、かかる開示内容強化の肝であった割当先に係る情報についての問題なので、そうした観点から証券取引等監視委員会にとって摘発価値があった事例と捉えることもできると思われます。

ところが、ごく最近になって、(連結)財務諸表に係る虚偽記載とセットではありますが、記述情報・非財務情報の虚偽記載に着目して摘発したと捉えてもよい事案がありました。これは、証券取引等監視委員会が令和元年 12 月 6 日に課徴金納付命令の勧告を行った事案です(なお、令和 2 年 1 月 30 日、金融庁より課徴金納付命令)。

証券取引等監視委員会の公表内容によれば、発行会社につき、「売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等、不適正な会計処理を行った。また、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第 4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」において、実態とは異なる記載を行った。」とされています。

この事案で、具体的にいかなる点で虚偽記載があったかという点、証券取引等監視委員会によれば、次のとおりとされています。

「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載内容

番号	記載事項	虚偽記載の内容
1	「②企業統治の体制」の記載	・取締役会は有価証券報告書提出日現在、3名の取締役で構成され、原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し、対策を検討しております。」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった
2	「②企業統治の体制」の記載	・当社の監査役は、「取締役会をはじめ、経営会議、開発会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行について厳正な監査を行っております」と記載していたが、常勤監査役は、これらの会議に出席してはいるものの、取締役の業務執行に関して何ら監査していないなど、当社の監査役は厳正な監査を行っていなかった
3	「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状況」・「IV 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制/取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」の記載	・当社が実施している内部統制システムの内容について「コンプライアンス担当取締役を任命し、監査室を設け全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。」と記載していたが、当社は、コンプライアンス担当取締役を任命したことはなく、また、監査室も業務分掌規程で規定したのみで実体がなかった
4	「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状況」・「VIII その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制」の記載	・当社が実施している内部統制システムの内容について「監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。」と記載していたが、当社監査役は、会計監査人との間で意見交換を行ったことがなかった
5	「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状況」・「IX 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる集団における業務の適正を確保するための体制」の記載	・当社が実施している内部統制システムの内容について「当社は、子会社の内部統制を担当する部署を総務部とし、他の事業部と連携し子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導・支援を実施する。」と記載していたが、当社は、これらの施策や指導・支援を行っておらず、また、「総務部は子会社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。」と記載していたが、当社は、内部統制の状況について取締役会に報告していなかった
6	「④内部監査及び監査役監査、会計監査の状況」・「i 内部監査及び監査役監査の状況」の記載	・当社監査役は、「監査人との連携を図るために、決算期並びに必要な都度ミーティングを行い、現状の監査状況及び業務執行に対して意見交換を行っております。」と記載していたが、当社監査役は、会計監査人との間で意見交換を行ったことがなかった

(出典: https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20191206-4.html)

犯則調査の対象(つまり刑事事件)では、確かに、鉄道会社による名義株事件、自動車メーカー元トップの報酬等に係る虚偽記載、第三者割当増資の割当先の属性等に係る虚偽記載が摘発されており、これらの一部は課徴金賦課対象にもなっていますが、これらは刑事事件としての特殊な要素もあったように思われ、証券取引等監視委員会の開示検査で、記述情報・非財務情報に係る情報開示の在り方それ自体を正面から問題として摘発した事案は、これまで、あまり見られなかったように思います。

なお、米国では、周知のように、上場企業の年次報告書等における、リスク情報等に係る開示の不備に関して、証券取引委員会が摘発したり、投資家がクラス・アクションを提起することは珍しくありません。事例は枚挙に暇がないとは思いますが、最近でも、SeaWorldというテーマパーク運営企業において、そのシャチの扱いを問題視した Blackfish というドキュメンタリー・フィルムが同社の業績やレピュテーションに与え得る悪影響について、投資家に対する開示が不十分であったとして、米国の証券取引委員

会に対して民事制裁金を支払う等の settlement を行ったことが公表されていました(<https://www.sec.gov/news/press-release/2018-198>)。

4 記述情報・非財務情報に係る「虚偽記載等」の判断の仕方

以上のとおり、近時、記述情報・非財務情報の開示の充実に要請され、これを政策目的とした法令改正等が繰り返され、証券取引等監視委員会も記述情報・非財務情報の虚偽記載等に着目するようになっていきます。

そもそも、企業としては、法令改正や当局の摘発動向等がどうであろうと、投資家を含むステークホルダーに対する責任として、財務情報のみならず、記述情報・非財務情報の開示の一層の充実に努めるのは当然のことです。

その一方で、企業の立場から見ると、記述情報・非財務情報の開示については、財務情報とはやや異なる観点からの難しさがあります。例えば、

- ・ 有価証券報告書等にどの程度まで詳しく書かないといけないのか。書き漏れがあると、「重要な事項についての虚偽記載や、記載すべき重要な事項の記載が欠けている」として、課徴金や刑事罰の対象等になってしまうのではないかと
 - ・ マーケットの見通しや経営環境・リスク情報等について、有価証券報告書等で開示したところ、後付けで、結果論的に見通しや評価が誤っているから虚偽記載等に該当するとして摘発されるのではないかと。だったら、できるだけ具体的なことは書かない方がよいのではないかと
 - ・ 経営目標や中計の数字について、数年後に達成できなかつたら、有価証券報告書等の虚偽記載や偽計・風説の流布などとして摘発されるのではないかと
- といった懸念があり得るところです。

この点、記述情報・非財務情報に関しても、「虚偽記載等」に該当するかどうかについて、基本的には、いわゆる粉飾決算など(連結)財務諸表に係る虚偽記載等の認定と同様の考え方が当てはまると考えられます。というのも、特別な事情がない限り、この点に関し、あえて記述情報・非財務情報と財務情報との間で異なる取扱をすべき理由が思い当たらないからです。

まず、財務情報すなわち(連結)財務諸表に係る虚偽記載等について整理すると、次の通りです。

①「虚偽」とは会計的真実に反すること等と考えられているところ、長銀事件(最判平成 20 年 7 月 18 日刑集 62 卷 7 号 2101 頁)その他の裁判例に照らせば、「虚偽記載等」かどうかは有価証券報告書等の提出時点において判断されると考えられる。

【長銀事件】

平成 10 年 3 月期有価証券報告書に掲載された財務諸表につき「虚偽記載等」の有無が争われた。関連ノンバンク等向け貸出金に係る償却・引当に関し、平成 10 年 3 月期決算の当時において、新基準(大蔵省平成 9 年 7 月付け資産査定通達等によって補充された改正後の決算経理基準)ではなく、旧基準(いわゆる税法基準)を適用することも許容されていたこと等を理由に、「虚偽記載等」に該当しないと判断されている。

②工事進行基準や貸倒引当金など、見積り・評価が不可避な会計処理をする場合、過年度決算当時にそれなりに合理的な理由に基づいて見積り・評価を行ったのであれば、かかる見積り・評価が後日になって結果的に誤りであったことが判明して過年度決算を訂正したからといって、訂正前の過年度決算に直ちに「虚偽記載等」があったと認定するべきではないと考えられる(なお、弥永真生「会計上の見積りと経営判断原則」ビジネスロー・ジャーナル 26 号 90 頁以下参照)。

【参考:東京高判平成 29 年 2 月 23 日 TKC 文献番号 25546852】

これはいわゆる証券訴訟の事案であるが、同判決は、有価証券報告書等における「虚偽記載等」の有無に関し、理由中で、「工事進行基準会計においては、総発生原価見通しという未確定な原価の見通しを行うことにより期間損益を認識することとなるため、工事進行程度の算定における信頼性は、工事総原価の見積りに大きく依存することになる。すなわち、工事総原価を過少に見積ると、工事の進捗度、ひいては工事進行基準売上高が上がり、売上総利益が過大に計上される結果となる。収益計上の不確実性を極力排除して適正な損益計算を行うためには、精密な上記見積りが必要であり、その判断には慎重さが求められるが、他方において、当該見積りの時点においては、それが将来の予測に係るものであるという性質上、算定に当たって一定の幅が存在することも否定することができない。工事進行基準における過去の総発生原価見通しが不適正であったために過年度決算における期間損益の配分が不適正となったか否かの判断においては、当該決算時点で認識可能であった事実を前提として、企業会計準則の裁量を逸脱するものであったか否かによって決するのが相当である。」と述べている。

金融庁は、上記であげた、記述情報・非財務情報に係る開示府令等の改正に際して、次のとおり説明しています。

例えば、平成 29 年 2 月 14 日の開示府令等の改正に際してのパブリックコメントに対する金融庁の考え方 3 では、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に関し、次のように述べています。

「仮に、有価証券報告書に合理的に算出した具体的な目標数値を記載した場合、有価証券報告書提出日現在においてその後の事情の変化が予測できていなかったのであれば、当該有価証券報告書の訂正報告書の提出は不要と考えられます。

また、当該目標値についての有価証券報告書提出日現在における判断が合理的であれば、目標値と実績値がかい離れたことのみをもって、金商法上の虚偽記載となることは考えにくいと認識しております。」

また、平成 31 年 1 月 31 日の開示府令等の改正に際してのパブリックコメントに対する金融庁の考え方 16 では、次のように述べています。

「…事業等のリスクの記載は、将来の不確実な全ての事象に関する正確な予想の提供を求めるものではなく、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて、具体的な説明を求めるものです。

事業等のリスクの記載が虚偽記載に該当するかどうかは個別に判断すべきと考えられますが、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものではないと考えられます。一方、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて敢えて記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得ると考えられます。」

以上を踏まえると、記述情報・非財務情報に係る「虚偽記載等」の有無については、目安として、次のように考えられます。

- ①有価証券報告書等の提出時点において「虚偽記載等」であったかどうか問題になるものであって、当該時点において「虚偽記載等」ではなかったものが、その後の事情等によって遡って「虚偽記載等」になるわけではない。
- ②裁量性・見積り性(ないし評価性・予想性)に係る事項に関しては、合理的根拠に基づいて、合理的な幅の範囲内にある開示内容であった限り、結果的・事後的に生じた事象が開示内容と同一でなかったとしても、「虚偽記載等」があったとは認められない(注)。

なお、これら①②は目安であって、記述情報・非財務情報に係る「虚偽記載等」の有無が問題となるケースを適切に定式化できているかどうかは更に検討が必要と思われる。

(注) 弥永真生「諸外国における非財務情報の開示の在り方と我が国への示唆(下)」監査役 707 号 48 頁(2020 年)は、非財務情報についても、監査役らにとり、「独立した、専門的知見を有する者による保証業務の結果に依拠できるという枠組みは重要である」とする文脈において、「典型的な財務情報とは異なり、記載内容について広範な裁量が会社(実質的には経営者)に認められているため、重要な事項の不記載があると判断されることは少ないであろうし、重要な事項について(積極的な)虚偽記載がなされたとしても、それと相当な因果関係を有する損害を原告が主張・立証することは容易ではないかもしれないが(以下略)」と述べる。

5 当局の法運用の在り方

最後に、上記1の「弁護士から見た開示検査」レジュメの中で「当局の調査があれば、処分を受けずとも、企業は改善に取り組む」と述べている点について、説明します。

記述情報・非財務情報において「虚偽記載等」に該当するかどうかに関し、上記の考え方に照らせば、相当程度、企業の不安や懸念は払拭できると思われませんが、そうは言っても、「合理的な根拠」、「合理的な幅」という判断基準には、依然として予測可能性を欠く、という問題があります。そのため、この場合も、危機管理ニューズレター2020年2月28日号「インサイダー取引規制に係る株式取引の萎縮問題への対処方法—当局による内部統制システムの尊重とその周知」で述べたことと同様のことが当てはまります。

すなわち、証券取引等監視委員会等の当局としては、有価証券報告書等における記述情報・非財務情報に関し、企業の開示姿勢の適正・適切化に資することから、開示検査を広く行うべきではありませんが、現実に虚偽有価証券報告書等の提出として課徴金を賦課したり刑事告発を行うかどうかに際しては、企業の内部統制システムを経た判断課程・根拠を厳正にチェックすること

を前提として、①企業の内部統制システムを尊重し、結果論的・事後的な理由で、制裁を課したり摘発をしないこと、②それを運用等を通じて公に周知することが必要であると考えます。

企業の判断が当局目線で見えて誤っていたとしても、当局としては、結果論的な摘発を行う必要はなく、問題となった事案の内容とあるべき解釈・運用を公表する等すれば、その行政目的の達成には十分であって、あわせて、企業の記述情報・非財務情報に係る開示の改善を図ることもできると考えられます。もし、有価証券報告書等が公衆縦覧されている以上、問題とされた記載をそのままでは放置できないという場合であれば、企業に訂正報告書の提出等を促す(必要があれば訂正命令を発出する)ことで足りません。

特に記述情報・非財務情報に関しては、結果論的な摘発は、企業の開示姿勢を大きく萎縮させることになると考えられ、かえって市場に対する良質な情報開示を妨げることとなります。実務上、最近の証券取引等監視委員会は、(連結)財務諸表に係る虚偽記載等の事案について、課徴金賦課の対象とするかどうかは、企業の内部統制システムの運用や、自主的是正状況、再発防止策等を踏まえて、弾力的に対応しており、有価証券報告書等に虚偽記載等があったとしても課徴金を課さない例も少なくないと理解しています。記述情報・非財務情報に関しては、証券取引等監視委員会がこうした運用を更に重視していくことが肝要であると考えられます。

以上



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

Ⅱ. インサイダー取引規制における「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に係る適用除外の考え方

執筆者:木目田 裕、船越 涼介

1 はじめに

インサイダー取引規制においては、いわゆる「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合が適用除外とされています(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。))166条6項12号)。同号においては、末尾に「内閣府令で定める場合に限る。」とのかつこ書が定められており、これを受けて、知る前契約・計画の履行・実行として売買等をする場合については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「取引規制府令」といいます。))59条1項1号~14号において、個別に適用除外類型が定められています。

一方、「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」については、これを限定する内閣府令が定められていません。この点、「内閣府令で定める場合に限る。」とのかつこ書が定められているにもかかわらず、当該内閣府令が定められていない以上、文理解釈として、内閣府令による限定なく、一般的に重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかな売買等を除外するものと解されます。また、かかる理解が、インサイダー取引規制の立案担当者の見解であり、金融庁及び証券取引等委員会も同見解をとっていると考えられます。

これはインサイダー取引規制が導入されて以来の確立した通説的見解であり、証券取引実務も、これを前提として形成されてきた歴史があります。

これに対し、適用除外の具体的内容を定める内閣府令が存在しない以上、「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」として適用除外になる場合はないとの見解が一部において見られるところですので、本稿では、改めて、①文理解釈上も、②立案担当者の見解や③金融庁及び証券取引等委員会の見解からも、更には④罪刑法定主義及び侵害留保の原則の観点からも、適用除外否定説に理由はないことについて、説明したいと思います。

なお、本稿では、金商法 166 条の重要事実に係るインサイダー取引規制及び同条 6 項 12 号の適用除外を念頭に説明しますが、金商法 167 条の公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制及び同条 5 項 14 号の適用除外についても、同様の説明が当てはまります。

2 文理解釈

金商法 166 条 6 項 12 号は、「上場会社等に係る第 1 項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。))を適用除外として規定しており、これを簡略化すれば、「A である場合その他 B である場合(C で定める場合に限る。))という内容です。

「C で定める場合に限る。」との限定が、その直前の「その他 B である場合」にかかるのは、その文理上明らかですが、C が存在しないのであれば、文理解釈上は、単に「B である場合」と読むこととなります²。つまり、ここで問題としている「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。))との適用除外規定は、その適用範囲を限定する内閣府令が存在していないから、文理解釈としては、「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」としか規定していないと読むこととなります。

この点、立法技術としては、内閣府令が定められない限り適用できないこととする場合には、「B である場合であって C で定めるもの」というように、B と C を並列的に規定したり、「B として C で定める場合」というように、B を独立の要件とせず、C に委任する内容を B において具体化するとと定める方法が考えられるところです。適用除外否定説は、このような規定において内閣府令が定められていない場合と、金商法 166 条 6 項 12 号の「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」を限定する内閣府令が定められていないこととを、区別できていないのではないとも思われます。

例えば、金融機関の有価証券関連業・投資運用業の禁止の適用除外を定める金商法 33 条 2 項 4 号柱書は、「前 3 号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項第 3 号及び第 4 号に掲げる権利であつて政令で定めるもの 次に掲げる行為」と規定していますが、この「政令」は定められておらず、いわゆる空振りの規定とされています³。

また、公開買付け規制のいわゆる 5% ルールの適用除外を定める金融商品取引法施行令(以下「**金商法施行令**」といいます。)⁶ 条の 2 第 2 項 3 号は、「取引所金融商品市場に準ずるものとして金融庁長官が指定する外国金融商品市場における競売の方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法による有価証券の取引」と規定していますが、「その他これに準ずるもの」は独立の要件ではなく、内閣府令に委任する内容を具体化する文言であるところ、この「内閣府令」は定められておらず、これも空振りの規定です⁴。

金商法 166 条 6 項 12 号は、上記の例のような規定の仕方を採用しておらず、その文理解釈上、適用除外否定説はとりえないといえます。

なお、同号末尾のかつこ書を受けて、取引規制府令 59 条 1 項柱書は、「法第 166 条第 6 項第 12 号に規定する上場会社等に係る同条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。」と規定しており、これを簡略化すれば、「A である場合のうち C で定める場合は、次に掲げる場合とする。」という内容となっています。

すなわち、取引規制府令 59 条 1 項は、金商法 166 条 6 項 12 号の「A である場合その他 B である場合(C で定める場合に限る。))のうち、「A である場合」に限定して、その具体的内容を定めるものとなっています。一方、取引規制府令 59 条 1 項は、金商法 166 条 6 項 12 号の「その他 B である場合」については何ら言及しておらず、また、その他にも、「その他 B である場合」につい

² 木目田裕＝上島正道監修『インサイダー取引規制の実務(第 2 版)』(商事法務、2014)385 頁。

³ 金融庁「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」(2007 年 7 月 31 日)における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」178 頁 No.8。

⁴ 野村昭文＝岡部洸志「金融商品取引法施行令改正の解説——外国金融商品市場における取引に係る公開買付け規制の適用の見直し——」商事法務 2201 号(2019)17 頁(注 7)。

て限定をかける内閣府令は存在していません。

仮に、取引規制府令 59 条 1 項柱書が、単に、「法第 166 条第 6 項第 12 号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。」などと規定していれば、その文理上、金商法 166 条 6 項 12 号の「A である場合」に限らず「その他 B である場合」についても、取引規制府令 59 条 1 項各号に掲げる個別類型に限定する規定であることは明らかであったといえます。しかし、同条 1 項柱書は、そのような規定ではなく、あえて「A である場合のうち」との文言を設けることにより、「A である場合」についてのみ限定をかけており、限定をかける対象から「その他 B である場合」を除いています。

逆説的な考え方ではあるものの、取引規制府令の定め方から遡って分析しても、やはり、金商法 166 条 6 項 12 号の「A である場合その他 B である場合(C で定める場合に限る。)」のうち「その他 B である場合」については、C が存在しない以上、C による限定のない適用除外規定であると読むほかないといえます。

3 立案担当者の見解

法務省刑事局でインサイダー取引規制の立案を担当した横島裕介氏は、

「①【執筆者注:知る前契約の履行として売買等を行う場合】および②【執筆者注:知る前計画の実行として売買等を行う場合】については、大蔵省令【執筆者注:現行法令においては、内閣府令】による限定が定められており(取引規制省令 6 条【執筆者注:現行法令においては、取引規制府令 59 条】)、同省令に規定されている場合以外の売買等は、適用除外の対象とはならない。」「③【執筆者注:その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合】は、これを限定する大蔵省令が定められていないことから、一般的に重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかな売買等を除外するものとなっている。」

と解説しています⁵。

また、大蔵省証券局でインサイダー取引規制の立案を担当した三國谷勝範氏も、

「この類型【執筆者注:その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合】については、これを具体的に規定する大蔵省令【執筆者注:現行法令においては、内閣府令】が定められていないことから、(1)【執筆者注:知る前契約の履行として売買等を行う場合】又は(2)【執筆者注:知る前計画の実行として売買等を行う場合】に準ずる特別の事情、すなわち、一般的に、重要事実を知ったことと全く無関係に行われることが外形的に明らかな取引が該当することになります。この解釈については、立法時において、関係者間で確認されています。」

と解説しています⁶。

4 金融庁・証券取引等監視委員会の見解

金融庁・証券取引等監視委員会「インサイダー取引規制に関する Q&A」(2008 年 11 月 18 日、2019 年 7 月 29 日最終改訂)応用編(問 3)においては、

- ・ 「会社関係者」が未公表の「重要事実」を知った後に売買等を行ったとしても、当該売買等が「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、それにより証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれは乏しく、インサイダー取引規制によって抑止を図ろうとする売買等には該当しないものと考えられます。
- ・ 「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかな場合としては、いわゆる「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として売買等を行う場合等が該当します。
- ・ 『「重要事実」が、その公表により株価の上昇要因となることが一般的に明白なときに、当該株式の売付けを「重要事実」の公表前に行っている場合』や『「重要事実」を知る前に、証券会社に対して当該株式の買付けの注文を行っている場合』など、取引の経緯等から「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象とされることにはならないものと考えられます。

との見解が示されています。

この Q&A は、上記 3 点目のケース(『「重要事実」が、その公表により株価の上昇要因となることが一般的に明白なときに、当該株式の売付けを「重要事実」の公表前に行っている場合』や『「重要事実」を知る前に、証券会社に対して当該株式の買付けの注文を行っている場合』など)について、該当条文こそ明示していませんが、「取引の経緯等から「重要事実」を知ったことと無関係に

⁵ 横島裕介『逐条解説インサイダー取引規制と罰則』(商事法務研究会、1989)159 頁。

⁶ 三國谷勝範『インサイダー取引規制詳解』(資本市場研究会、1990)125 頁。

行われたことが明らかであれば」との記載内容からして、金商法 166 条 6 項 12 号の「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に該当して適用除外となると述べていると考えられます。ここで、内閣府令が定められていないことについては何も問題とされていません。

また、証券取引等監視委員会事務局次長及び同事務局長を歴任した大森泰人氏も、

「①【執筆注:知る前契約の履行として売買等を行う場合】と②【執筆注:知る前計画の実行として売買等を行う場合】の内閣府令はあり、③【執筆注:その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合】はないが、ないから空振り規定になって適用できない訳ではない。立案担当者は、法律を書いた時点では③の内閣府令(当時は大蔵省令)も作るつもりでいたのだが、作る段で不安になった。『府令で定める場合に限る』以上、いったん定めてしまえば、府令に列挙していない売買は適用除外にならない。それでインサイダー取引とされて実質冤罪にならないほど網羅的に列挙するのは困難と感じ、府令そのものをあえて作らず、③をいわば、適用除外のバスケット条項にした。」

と述べています⁷。

さらに、金融庁監督局総務課長、証券取引等監視委員会事務局次長等を歴任した藤本拓資氏(当時は金融庁総務企画局信用制度参事官)も、「内閣府令で定める場合に限る。」との限定は、「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」にもかかるものの、内閣府令で限定が定められていない以上、何の限定もない(ただし、知る前契約・計画の履行・実行として売買等をする場合に該当するときは、内閣府令で限定がかかっていることから、「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に該当して適用除外となるものではない)との見解を述べています⁸。

5 罪刑法定主義及び侵害留保の原則

金商法 166 条 6 項 12 号後段の「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」について、これを限定する内閣府令が定められていない以上、内閣府令による限定なく、一般的に重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかな売買等を除外するものと解すべきことは、罪刑法定主義及び侵害留保の原則からも裏付けられます。

すなわち、法律以下の国法形式にあっては、「唯一の立法機関」(憲法 41 条)である国会の制定する法律に、憲法を除く他の全ての法令形式よりも上位の効力が与えられ、いわゆる「法律優位の原則」が認められます。国法形式相互間の関係については、原則として憲法—法律—政令—内閣府令・省令という段階の順にその形式的効力の上下関係が定められ、上位法令に違反する下位法令は効力を有しないとされることによって、その全体的な統一が図られることとなります⁹。

また、国民に義務を課し、又は国民の権利・自由を制限するような規定を設けることについては、法律の専属的所管事項とされ、特に、憲法 31 条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定していますが、同条は、手続のみを規定するものではなく、要件をも規定するもの、すなわち、罪刑法定主義を規定するものと解されています¹⁰。そのため、政令・内閣府令・省令においては、法律の委任がなければ、国民に義務を課し、又は国民の権利・自由を制限するような規定を設けることができません(憲法 73 条 6 号ただし書、内閣法 11 条、内閣府設置法 7 条 4 項・58 条 5 項、国家行政組織法 12 条 3 項・13 条 2 項)。このことは、行政が、法律に基づき、法律に従って行われなければならないという「法律による行政」の表れでもあります¹¹。

法律による行政の原理は、法律の法規創造力、法律の優位、法律の留保という 3 つの原則に分けられるところ、このうち法律の留保については、「行政が私人の自由と財産を侵害する行為についてのみ法律の根拠を必要である」とする「侵害留保の原則」で捉えるのが、伝統的な考え方です¹²。今日では、法律の留保の考え方に関して諸説議論されているところではありますが、少なくとも、法律の根拠なくして行政が私人の自由と財産を侵害することができないという点においては、今日でも侵害留保の原則が妥

⁷ 大森泰人「霞ヶ関から眺める証券市場の風景 第 72 回 インデックス運用」金融法務事情 1957 頁(2012)78 頁、『霞ヶ関から眺める証券市場の風景—再び、金融システムを考える—』(金融財政事情研究会、2015)380 頁。

⁸ 岩原紳作ほか『金融商品取引法セミナー【開示制度・不公正取引・業規制編】』(有斐閣、2011)387 頁〔藤本拓資発言〕。

⁹ 法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務 第 2 版』(ぎょうせい、2018)2 頁。

¹⁰ 法制執務研究会編・前掲(注 9)3 頁、258 頁。

¹¹ 法制執務研究会編・前掲(注 9)3-6 頁。

¹² 塩野宏『行政法 I [第六版]行政法総論』(有斐閣、2015)76 頁以下。

当しています。

インサイダー取引規制は、その構成要件を充たす行為を犯罪として刑事罰の対象としたり、課徴金という金銭的不利益を課す規定であり、国民に義務を課すものですから、法律の専属的所管事項であり、罪刑法定主義及び侵害留保の原則が妥当します。そして、金商法 166 条 6 項 12 号はインサイダー取引規制の適用除外規定ですから、同号の「A である場合その他 B である場合 (C で定める場合に限る。)」との規定において、C は、適用除外の範囲を狭めるもの、すなわち国民に義務を課す範囲を広げるものという位置付けとなります。仮に、適用除外否定説に立つ場合、行政が、金商法 166 条 6 項 12 号の委任に反して、殊更に内閣府令を定めないことにより、行政の随意の意思で、法律が定めた「その他 B である場合」との適用除外を事実上削除・無効化することができるということになってしまいます。これは、罪刑法定主義や侵害留保原則に反するため、適用除外否定説は、かかる観点からも採用する余地はないと考えられます。

この点、より分かりやすく述べると、X がインサイダー取引を理由に課徴金納付命令を受けたので、その取消訴訟を提起したと仮定しましょう。X は、金商法 166 条 6 項 12 号の「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に該当するから、違反していないと主張しています。これに対し、行政側が、(怠慢か何か理由は分かりませんが、国会で作られた法律に従わず)「自分たちが内閣府令を作っていないから、X は、適用除外を受けることができず、違反だ」と主張したところで、それこそ憲法秩序を放棄でもしない限りは、そのような主張はおよそ認められない、ということです。

一方、適用除外規定とは逆に、「国民に義務を課し、又は国民の権利・自由を制限する法的効果を発生させる」趣旨の法律上の規定については、仮に委任された行政機関の命令が設けられていない場合、当該法律の他の規定等から別異の立法者意思を読むことができない限り、罪刑法定主義及び侵害留保の原則からは、これを空振りであると解さなければならないこととなります。例えば、法律上の規定が、行政庁は「A、B かつ (C として) 政令・内閣府令・省令で定める場合に該当するとき」に国民の権利・義務を制限できると規定する場合に、これを空振りとは解さないときは、行政が法律の委任に反して政令や内閣府令・省令をあえて定めないようにすることで、A と B だけが満たされれば国民の権利・義務を制限できることになってしまうからです。

例えば、「金融商品」の定義を定める金商法 2 条 24 項 4 号は、「前各号に掲げるもののほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。))について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの(商品先物取引法第 2 条第 1 項に規定する商品を除く。))と規定しているところ、この「政令」は定められていません。同号を空振りの規定であると解することは、金商法の規制を受ける「金融商品」の範囲を限定するものであることから、罪刑法定主義及び侵害留保の原則に沿うものであるといえます。

適用除外否定説は、「国民に義務を課し、又は国民の権利・自由を制限する法的効果を発生させる」趣旨の法律上の規定において、委任されている政令・内閣府令・省令が定められていない場合と、適用除外規定である金商法 166 条 6 項 12 号の「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」において内閣府令が定められていない場合とを、区別できていないのではないかと考えられます¹³。

6 おわりに

以上に述べたとおり、金商法 166 条 6 項 12 号後段の「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」に係る適用除外について、これを限定する内閣府令が定められていない以上、一般的に重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかな売買等を除外するものと解することは、インサイダー取引規制の立案当初から確立した考え方であり、文理解釈上も、立案担当者や当局の見解からも、更には罪刑法定主義や侵害留保の原則の観点からも、明確に裏付けられています。

以上

¹³ なお、文理解釈について述べる中で対照例として言及した、金商法 33 条 2 項 4 号柱書、金商法施行令 6 条の 2 第 2 項 3 号について、委任された政令・内閣府令の不存在による文理解釈により形式論として空振りとは解することができるとしても、適用除外規定である以上は、本来、罪刑法定主義や侵害留保原則の観点からの検討も必要になります。もっとも、これらの適用除外については、行政庁が行政処分をしようとして、被処分者が、これらの適用除外事由該当性そのものを、処分に理由がない根拠として提示する、という場面がなく、あるいは、かかる場面を想定する必要がないのかもしれませんが、また、これらの適用除外については、取引実務や社会情勢の変化に適応して機動的に定めることができるよう、空振りの規定とするか否かも含めて政令・内閣府令に委任するというのが立法者意思であり、そのような立法者意思が、条文の定め方(金商法 166 条 6 項 12 号のようにかつこ書を付加するのではなく、並列的な要件として定めるなど。上記 2 参照。)に現れていると見ることもできるのではないかと考えられます。

きめだ ひろし
木目田 裕西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

ふなこし りょうすけ
船越 涼介西村あさひ法律事務所 弁護士
r.funakoshi@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2014-2016年、金融庁総務企画局市場課および法令等遵守調査室出向。2017-2018年、Alston & Bird LLP 出向。2018-2019年、野村證券株式会社取引コンプライアンス部出向。主たる業務分野は、企業不祥事の実態調査・対応助言等の危機管理・訴訟、インサイダー取引規制・金融商品取引業者等に対する業規制をはじめとする金融規制法、コンプライアンス体制整備。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年2月21日】

総務省、「モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書」を公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000616.html

総務省は、2020年2月21日、「モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書」を公表しました。本報告書は、モバイル市場における公正競争を促進する観点から今後取り組むべき事項を取りまとめたものであり、指摘されている点は以下のとおりです。

- 2019年10月1日に施行された改正電気通信事業法の遵守・徹底
- 行きすぎた囲い込みの是正(SIMロック解除、MNP手続)
- 多様な端末・中古端末の流通の促進による端末市場の活性化
- 通信料金等の総額表示の促進
- 広告表示の適正化

【2020年2月28日】

電気通信事業法及びNTT法の改正案を閣議決定

https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html

電気通信事業法及びNTT法の改正案が閣議決定されました。

電気通信事業法改正案では、外国法人が電気通信事業を営む場合についても、電気通信事業者の登録が必要であることを明記し、重大な事故が生じたときは、総務大臣に報告することを義務づけることとされています。

【2020年3月2日】

NISC、「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」を公表

https://www.nisc.go.jp/security-site/law_handbook/index.html

内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)は、2020年3月2日、「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」を公表しました。同ハンドブックには、サイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法、不正競争防止法、労働法等、各法令の規定との関係で

求められる、企業のサイバーセキュリティ対策やインシデント発生時の対応等が、「取締役の責任」、「情報開示」、「営業秘密」等のテーマごとに、Q&A 形式でまとめられています。

【2020年3月3日】

乗合バス事業者・地方銀行の合併につき独占禁止法の適用除外とする特例法案を閣議決定

https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200303_1.html

乗合バス事業者及び地域銀行が提供するサービスの維持を図るため、独占禁止法の特例を定める「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案」が閣議決定されました。

同法案は、乗合バス事業者及び地域銀行(2者合わせて「特定地域基盤企業」といいます。)並びにその親会社が合併等を行う場合、主務大臣の認可を受けたときは、独占禁止法の規定を適用しない旨規定しています。また、乗合バス事業者が、他の乗合バス事業者との間で、基盤的なサービス提供のための一定の事業について共同経営を行う協定を締結する場合、国土交通大臣の認可を受けたときは、独占禁止法の規定を適用しない旨規定しています。

【2020年3月6日】

「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が閣議決定

<https://www.caa.go.jp/law/bills/>

2020年3月6日、「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出されました。同法律案の概要は、以下のとおりです¹⁴。

- ① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくする。
 - ✓ 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付ける¹⁵。具体的内容については別途指針を策定する。
 - ✓ 実効性確保のため、行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表等)を導入する¹⁶。
 - ✓ 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け、同義務違反に対する刑事罰(30万円以下の罰金)を導入する¹⁷。
- ② 行政機関等への通報を行いやすくする。
 - ✓ 行政機関に対する通報について、現行法上の保護対象である「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」だけでなく、通報者が自らの氏名や法令違反の内容を明らかにした書面を提出する場合も、保護の対象とする¹⁸。
 - ✓ 報道機関等に対する通報について、現行法上の保護対象である「生命又は身体」に危害が発生する場合だけでなく、財産に損害が発生する場合の通報も保護の対象とする。また、新たに、通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合の通報も保護の対象とする¹⁹。
 - ✓ 権限を有する行政機関において、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を行う²⁰。

¹⁴ 同法律案の概要については、[本ニューズレター2020年1月31日号](#)(「政府、公益通報者保護法改正案を本通常国会に提出する方針」)も併せてご参照ください。

¹⁵ 改正公益通報者保護法案11条。

¹⁶ 改正公益通報者保護法案15条及び16条。

¹⁷ 改正公益通報者保護法案12条及び21条。

¹⁸ 改正公益通報者保護法案3条2号。

¹⁹ 改正公益通報者保護法案3条3号。

²⁰ 改正公益通報者保護法案13条2項。

- ③ 通報者がより保護されやすくする。
- ✓ 保護される対象に、退職後 1 年以内の退職者や役員を追加する²¹。
 - ✓ 公益通報として保護される「通報対象事実」に、「過料の理由とされている事実」を追加する²²。
 - ✓ 新たに、公益通報者に対して損害賠償を請求することができない旨の条項を追加する²³。

【2020 年 3 月 10 日】

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20200310/>

2020 年 3 月 10 日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出されました。同法律案は、2020 年 2 月 20 日に意見募集の結果が公表された、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」を踏まえた内容となっており、主な概要は以下のとおりです²⁴。

- ① 個人の権利に係る保護の拡充
- ✓ 利用停止・消去等の請求権に係る要件を緩和し、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも請求可能とする²⁵。
 - ✓ オプトアウトにより第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、不正取得された個人データ及びオプトアウトにより提供された個人データを対象外とする²⁶。
- ② 事業者の義務
- ✓ 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化する。報告が義務付けられる場面については、今後個人情報保護法施行規則で規定される²⁷。
- ③ データの利活用に関する施策
- ✓ 情報の類型として、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設する²⁸。仮名加工情報については、開示・利用停止請求の対象外とする²⁹。
 - ✓ 提供元が、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報(個人関連情報)を第三者提供する際、提供元に対し、本人の同意が得られていること等を確認することを義務付ける³⁰。
- ④ 罰則の強化
- ✓ 個人情報保護委員会による命令への違反及び同委員会への虚偽報告等に対する法定刑を引き上げる³¹。
 - ✓ データベース等不正提供罪、個人情報保護委員会による命令への違反等につき、法人重科を規定する³²。
- ⑤ 域外適用及び越境移転について
- ✓ 域外適用の範囲を拡大し、日本国内に所在する者に対する物品又は役務の提供に関連して、これらの者を本人とす

²¹ 改正公益通報者保護法案 2 条 1 項等。

²² 改正公益通報者保護法案 2 条 3 項。

²³ 改正公益通報者保護法案 7 条。

²⁴ 同大綱及び法律案の内容については、[本ニュースレター2019年12月27日号](#)(「個人情報保護委、『個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱』に関する意見募集を開始」)及び[本ニュースレター2020年2月28日号](#)(「個人情報保護委、『個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱』に関する意見募集の結果を公表」)をご覧ください。

²⁵ 改正個人情報保護法案 30 条 5 項以下。

²⁶ 改正個人情報保護法案 23 条 2 項。

²⁷ 改正個人情報保護法案 22 条の 2。

²⁸ 改正個人情報保護法案 2 条 9 項、同 10 項。

²⁹ 改正個人情報保護法案 35 条の 2 第 9 項。

³⁰ 改正個人情報保護法案 26 条の 2。

³¹ 命令違反につき、改正個人情報保護法案 83 条(1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に引き上げ)。虚偽報告等につき、改正個人情報保護法案 85 条(50 万円以下の罰金に引き上げ)。

³² 改正個人情報保護法案 87 条 1 項 1 号(法人に対しては 1 億円以下の罰金)。

- る個人情報等を取り扱う外国事業者も、報告徴収及び命令を対象とする。違反者に対しては罰則を適用する³³。
- ✓ 外国にある第三者への個人データ提供に際し、移転先事業者に対して、個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める³⁴。

【2020年3月10日】

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定及び侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(基本的な考え方)の公表について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/index.html

2020年3月10日、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出されました。また、同日、文化庁は、同法律案の内容をもとに、現時点における侵害コンテンツ³⁵のダウンロード違法化に関する基本的な考えを整理し、Q&Aとして公表しました。

同法律案の概要は下記のとおりです。なお、下記②及び③の内容については、[本ニューズレター2020年1月31日号](#)(文化庁、「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめを公表)も併せてご参照ください。

- ① リーチサイト³⁶対策³⁷
 - ・ リーチサイト等を運営する行為等を刑事罰(親告罪)の対象とする。
 - ・ リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任(親告罪)を問い得るようにする。
- ② 侵害コンテンツのダウンロードの違法化³⁸
 - ・ 違法にアップロードされたものと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で、私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰(親告罪)の対象とする³⁹。
- ③ 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大⁴⁰
 - ・ 写り込みに係る権利制限規定について、生配信やスクリーンショットを対象に含めるなど、対象範囲の拡大を行う。

上記①及び③については2020年10月1日から、②については2021年1月1日から施行される予定です。

【2020年3月23日】

新型コロナウイルスの関連情報について

以下のとおり、新型コロナウイルスへの対応に関し、官公庁等が掲載した情報を取りまとめましたため、ご活用ください。

- ① 厚生労働省
 - ・ 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

³³ 改正個人情報保護法案 75 条。

³⁴ 改正個人情報保護法案 24 条 3 項。

³⁵ 「侵害コンテンツ」とは、違法にアップロードされた著作物等を指します。

³⁶ 「リーチサイト」とは、侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイトを指します。

³⁷ 改正著作権法案 113 条 2 項～4 項、119 条 2 項 4 号・5 号、120 条の 2 第 3 号等。

³⁸ 改正著作権法案 30 条 1 項 4 号・2 項、119 条 3 項 2 号・5 項等。

³⁹ 音楽及び映像については、既に違法化・刑事罰化されている。

⁴⁰ 改正著作権法案 30 条の 2。

- ✓ 新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- ② 経済産業省
 - ・ 新型コロナウイルス感染症関連
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>
 - ✓ 株主総会に関するお問い合わせについて
https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html
- ③ 法務省
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています。
<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>
 - ✓ 定時株主総会の開催について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html
- ④ 中小企業庁
 - ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報
<https://www.chusho.meti.go.jp/corona/index.html>
- ⑤ 公正取引委員会
 - ・ 新型コロナウイルス感染症関連
<https://www.jftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>
- ⑥ 日本取引所グループ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する JPX の取り組み
<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0020/20200302-01.html>

以 上



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。